

桜美林大学

令和元年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和2年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

桜美林大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、使命・目的を明確にするとともに、大学ウェブサイトや印刷物により、広く社会に公表している。社会の変化にも柔軟な対応ができる「学群・学系制」を大学の個性・特色とし、広く明示している。個性や特色を更に発展させ、具現化していくために大学の国際化戦略（国際化ビジョン「REDEMPTION21」）を定めている。これらを達成すべく教育活動の展開や教育環境の整備等を行っており、建学の精神を礎として社会や時代の変化にも柔軟に対応している。

使命・目的等については、理解と支持を得て学内外へ公表している。長期ビジョンをもとに中期目標（第2次中期目標）を策定し、毎年達成状況を確認している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に則した教育研究組織の構成とともに、キャンパスの拠点化を踏まえた学系の再編を行うなど柔軟な教育研究体制を構築しており、整合性も十分に図っている。

〈優れた点〉

- 大学の国際化に向けて、具体的な数値目標のもとに戦略が組み立てられていることは評価できる。
- 長期ビジョンをもとに、それに向けての中期目標の策定や学園創立100周年に向けてのプログラム構築プロセスをはじめ、毎年度の事業計画の策定を通じて、法人部門との連携のもとに実行に移す体制については評価できる。

「基準2. 学生」について

教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーが明確に策定されており、周知されている。アドミッション・ポリシーに応じた選抜方式が工夫されており、志願者の適切な選抜と検証の体制を整え、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

独自の「アドバイザー制度」を整備し、教職協働による支援体制を構築している。TA(Teaching Assistant)制度は、大学教育の充実を図るとともに学修支援を行っている。また、キャリア開発センターを設置し、各学群のキャリア開発委員との連携により教職協働の適切な体制を整備している。学生生活安定のために、教育組織と事務組織の情報共有を図って、多様な学生を支援する制度が整備されている。

校地・校舎は、設置基準を上回って整備されており、学内施設は全て耐震基準を満たして適切に管理、運用されている。学群によってキャンパスが分かれてはいるが、各キャン

パスで、教育研究活動に適した環境を提供している。「学生満足度調査」を全学的に実施して、学生からの意見を丁寧にくみ上げる体制を整備している。

〈優れた点〉

- アドミッション・ポリシーの理解促進のみならず、高校生が成長できる機会として、「大学選び入門講座」サイトの開設や「AO・推薦準備セミナー」「じぶん探究プログラム」を積極的に実施していることは評価できる。
- 学修支援体制として、専任教員が入学から卒業までの4年間、学生一人ひとりに学修面の指導や助言を行う「アドバイザー制度」などを活用し、成績不振学生の対応を積極的に行い、一定の成果を挙げている点は評価できる。
- 多様なタイプの学内奨学金制度を設けることで、細やかな経済的支援を行っていることは評価できる。
- 「学生満足度調査」で出された意見に対しては、対応する部署からステートメントの形で回答する体制を整備し、的確なフィードバックを実現していることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

大学学則第1条の「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成」という目的に沿って、学士課程及び大学院のディプロマ・ポリシーを策定し周知している。成績評価に関するガイドラインにより、GPA(Grade Point Average)の適正化を図るとともに、各基準の厳正な適用のための継続的な努力がなされている。

大学全体として、また、各学群、各研究科においてカリキュラム・ポリシーが定められ、公表されている。また、各教育組織単位でFD(Faculty Development)を実施して、授業方法の工夫・開発を組織的に行っている。学修前と学修後の双方における外部アセスメントテストの実施により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握を行い、また、GPAに関する各種データの経年変化を追跡することにより学修成果の点検を行っている。

「基準4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備し、教学マネジメントの円滑な運営を行って機能性を高める配置に努めている。また、大学運営会議、各教授会等の組織上の位置付けと役割を明確に規定し、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

教員の採用については、設置基準、養成施設の指定規則を上回る人員を確保して、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が適切に行われている。職能開発については、教育内容・方法等の改善のためのFDや、大学運営に必要な資質・能力向上のためのSD(Staff Development)を効果的に実施している。SD研修の年度計画である「職員能力開発プラン」を作成し、職員の資質・能力向上に努めている。また、管理職には「相互教育システム」を導入、実施している。専任教員には、「教員評価(目標計画)」「教員評価(結果報告)兼研究成果(経過)報告書」の提出を義務付け、計画的な研究活動が支援できる体制を整えており、研究倫理については、2段階方式で審査の厳正化・効率化を図っている。

〈優れた点〉

- 学長補佐に事務職員である学務部長を配することにより、ガバナンス強化とともに、教学マネジメントの円滑な運営を実現していることは評価できる。
- 建学の精神を具現化するために、語学研修に重点を置いた多様なSD研修の機会を提供している点は評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

学校法人としての長期ビジョン、中期目標、設置校ごとのビジョンとアクションプランを策定し、一貫した大学経営に努めている。人権侵害（ハラスメント）の防止及び対策については、機動的なハラスメント防止対策委員会の開催に努め、危機管理（緊急事故・災害等への対応）についても、継続的に課題解決に取り組んでいる。

私立学校法に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として位置付けて適切に運営している。学校法人及び大学の各管理機関の相互チェックは、適切に機能している。監事は、監事監査体制の強化を図るとともに、理事会の執行内容をチェックする体制となっている。

財務運営に当たっての中期的な目標として、第2次中期目標修正アクションプラン及びKPI（評価指標）の財政基盤の確立を掲げ、自律性の確保に努めている。学校法人の会計は、学校法人会計基準に基づき適正に処理されており、会計監査人は、定期的に監査を行い、決算時には監事への会計監査報告を行っている。

〈優れた点〉

- 学校法人の中期目標の達成に関するPDCAサイクルを実質的に循環させる機関として、「事業推進統括委員会」を設置し、機能強化している点は評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を組織して恒常的な内部質保証の体制を整備している。監査室によって各組織の内部監査を定期的実施し、内部質保証に取り組む責任体制が確立されている。年度報告を取りまとめた「年度報告書」を作成し、大学ウェブサイトにて公開して情報を共有している。自己点検・評価及び認証評価については、自己点検・評価委員会を組織して審議及び評価を行い、大学の教育研究水準の向上のために活用している。

IR・アーカイブスセンターでは、大学及び学校法人の諸情報を収集・整理し、「桜美林大学 Fact Book」を作成して学内共有している。中期目標に基づく事業計画の執行運営管理については、「事業推進統括委員会」を組織し、大学全体のPDCAサイクルの仕組みが確立している。

〈優れた点〉

- IR・アーカイブスセンターが毎年度発行する「桜美林大学 Fact Book」は、学校法人全体の教育活動を客観的なデータから大局的に見ることができる資料として評価できる。

総じて、大学は建学の精神・使命などに基づいた具体的な教育目標が定められ、三つの

ポリシーに基づいて運営がなされている。教学組織と大学運営組織を適切に編制し、円滑な意思決定が行われている。また、自己点検・評価の結果を、内部質保証に向けて中長期計画に根差した適切かつ効率的な取組みと、責任体制が確立されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.教育の国際化」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. サービス・ラーニング
2. 地方と東京圏の大学生対流促進事業（地方創生支援事業費補助金）

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、その使命・目的を簡潔に文章化してそれぞれ明確にするとともに、大学ウェブサイトにも掲載して広く社会に公表している。社会の変化にも柔軟な対応ができる「学群・学系制」を大学の個性・特色とし、大学ウェブサイトや印刷物によりステークホルダーに対して広く明示している。

また、養成する人材像等は、大学学則に規定するのみならず、大学案内をはじめ、履修ガイド及び募集要項にも明示している。個性や特色を更に発展させ、具現化していくために、大学の国際化戦略（国際化ビジョン「REDEMPTION21」）を定めている。この国際化戦略では、国際的に通用する大学となるための方針を数値等で示しており、これを達成すべく教育活動の展開や教育環境の整備等を行っており、建学の精神を礎として社会や時代の変化にも柔軟に対応している。

〈優れた点〉

○大学の国際化に向けて、具体的な数値目標のもとに戦略が組み立てられていることは評価でき

る。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神をはじめ、目的等については、学内における教職員等の理解と支持を得ており、また、学内外への公表についても十分に行うことができている。中長期的な計画への反映については長期ビジョンを策定し、この長期ビジョンをもととして中期目標（第2次中期目標）を策定し、毎年達成状況を確認している。三つのポリシーについては、これらの目的等に沿って策定しており、また、必要に応じて見直しの検討を行うことにより、時代の変化にも柔軟に対応している。

また、大学ウェブサイトに公表し、社会に周知している。三つのポリシーに則した教育研究組織の構成とともに、キャンパスの拠点化を踏まえた学系の再編も行ったことで柔軟な教育研究体制を構築しており、整合性も十分に図ることができている。

〈優れた点〉

○長期ビジョンをもとに、それに向けての中期目標の策定や学園創立100周年に向けてのプログラム構築プロセスをはじめ、毎年度の事業計画の策定を通じて、法人部門との連携のもとに実行に移す体制については評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーが明確に策定されており、大学ウェブサイト、大学案内、入試ガイド等の各種媒体において周知されている。

入学者受入れについては、自己分析ワークショップとしての「AO・推薦準備セミナー」を実施したり、大学ウェブサイトにて「大学選び入門講座」を開設したりするなど、学群ごとのアドミッション・ポリシーの定着に努めており、実際の選抜においても、多面的な評価を行うための工夫がなされ、志願者の適切な選抜と検証の体制を整えている。その上で、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

〈優れた点〉

○アドミッション・ポリシーの理解促進のみならず、高校生が成長できる機会として、「大学選び入門講座」サイトの開設や「AO・推薦準備セミナー」「じぶん探究プログラム」を積極的に実施していることは評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

オフィスアワーのほか、専任教員が入学から卒業までの4年間、学生一人ひとりに学修面の指導や助言を行う「アドバイザー制度」を整備し、学生への手厚い学修支援を提供するとともに、学生指導委員会、各学群の教務委員会等において、教員と職員が同等の構成員として教職協働による支援体制を構築している。

障がいのある学生についても、支援ポリシーや体制・規則の整備のほか、修学支援カンファレンス開催による教員間での情報共有など、きめ細かい対応を実現している。

大学教育の充実を図るとともに、大学院生に教育指導経験を積ませることを目的に、演習や実験、実習の補助的業務にTAを配置して学修支援を行っている。

〈優れた点〉

○学修支援体制として、専任教員が入学から卒業までの4年間、学生一人ひとりに学修面の指導や助言を行う「アドバイザー制度」などを活用し、成績不振学生の対応を積極的に行い、一定の成果を挙げている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程の中に、初年次教育の一環として「キャリアデザイン A」を設置し、学年進行とともに「キャリアデザイン B」「キャリアデザイン C」「キャリアデザイン D」を順次配当することで、計画的なキャリア教育を展開している。

また、キャリア支援のための専門組織としてキャリア開発センターを設置するとともに、組織下に外部専門業者による「キャリア・アドバイザー」を常駐させることで、学生の進路の細やかな掌握と高度な進路支援の両立を図っている。加えて、キャリア開発センターが各学群のキャリア開発委員と連携することにより、教職協働の適切な支援体制を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活安定のための体制として、学生指導委員会を設置して教育組織と事務組織の情報共有を図っている。経済的支援については、「グローバル人材育成奨学金」「アスリート人材育成奨学金」「学而事人奨学金」「学業優秀者奨学金」「経済的困窮学生支援奨学金」など多様な学生を支援する制度が整備されている。

学生の健康維持のために、保健衛生支援室が設置されており、傷病者対応や健康診断に当たっている。心の健康に関しても、学生相談室に専門スタッフを常駐させて学生及び保護者、教職員からの相談に対応するほか、非常勤の精神科医師による面談の機会を設けるなど、学生生活の十分な支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○多様なタイプの学内奨学金制度を設けることで、細やかな経済的支援を行っていることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、設置基準を上回って整備されており、適切に管理、運用されている。学群によってキャンパスが分かれてはいるが、各キャンパスで教育活動が完結するように努めており、学生・教職員の教育研究活動に適した環境を提供している。

図書館については、図書及び学術情報資料は十分に整備されており、開館時間も学生の利用に不便のないように確保されている。

施設は全て耐震基準を満たしており、学内の警備についても、警備員や教職員による巡回を実施するなど、安全・安心の確保に努めている。加えて、自動ドア、エスカレータ、スロープ等を整備することで、バリアフリー化を進め、キャンパス内の移動に際しての利便性を高めている。

クラスサイズについては、適切な管理を行っており、学修に適した環境を確保している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生満足度調査」を全学的に実施して、授業についての満足度を問うほか、学修支援、心身に関する健康、学修環境の三つの側面から把握・分析し、自由記述欄も設けることで、学生からの意見を丁寧にくみ上げる体制を整備している。

学生からの評価、意見に対しては、担当部署がステートメントとしてコメント、回答を行い、調査結果の集計とともに「e-Campus」において公開し、改善に努めている。

また、「学長と学生の意見交換」「投書箱」などの制度を設けて、さまざまな手段を通じて学生の意見をくみ上げる努力も行っている。

〈優れた点〉

○「学生満足度調査」で出された意見に対しては、対応する部署からステートメントの形で回答する体制を整備し、的確なフィードバックを実現していることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

「学而事人」（がくじじじん）という行動指針及び大学学則第 1 条の「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成」という目的に沿って、学士課程及び大学院のディプロマ・ポリシーが策定され、大学ウェブサイトや履修ガイド等の印刷物を通じて周知されている。各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに沿った到達目標が示されるとともに、到達までの経過点が複数設定され、評価及び単位認定の基準が明示されている。

各学群・研究科の各専攻において、ディプロマ・ポリシーに則して必修・選択必修科目を設け、卒業・修了の認定基準を定めている。また、学士課程においては、GPA も卒業要件の一つとされ、成績評価に関するガイドラインにより、GPA の適正化を図るとともに、GPA の低い学生に対する指導を適宜行うなど、各基準の厳正な適用のための継続的な努力がなされている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体として、また、各学群、各研究科においてカリキュラム・ポリシーが定められ、大学ウェブサイトや履修ガイドで公表されている。カリキュラム・マップにより、各授業科目が、ディプロマ・ポリシーに定められたどの能力の養成に寄与するものであるかが明示され、加えて、科目ナンバリングに基づく履修モデルにより、それぞれの能力を体系的に身に付けていくためのガイドが示されている。

教養教育に関しては、英語科目、キリスト教関連科目、地域社会参加科目のほか、口語・

文章による自己表現技術、海外研修、国際理解教育などが幅広い学生を対象に展開されている。シラバスは所属長が全て点検し、授業に関する正確な情報の提供を図っている。個々の授業に関する評価アンケートを実施し、授業の質の向上に努めている。また、各教育組織単位でFDを実施し、授業方法の工夫・開発を組織的に行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修前と学修後の双方における外部アセスメントテストの実施により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握を行っている。テストの結果は学生に返却され、フォローアップ講座を通じて、学修及び生活に関する助言を行っている。IR・アーカイブスセンターでは、GPAに関する各種データの経年変化を追跡することにより、学修成果の点検を行っている。

授業評価アンケートに関しては、各教員にアンケート結果に関するコメントを求めるとともに、それらを各教育組織の長及び学長・副学長が確認する体制を取っている。学生満足度調査においても授業満足度を測定し、改善に役立てている。また、企業を対象に卒業生評価のアンケート調査を行い、外部の評価に基づく学修成果の検証にも取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップのもと、「大学院・研究・人事・国際担当」「入試・学務・キャリア

ア担当」「新宿キャンパス担当」の副学長 3 人担当制の導入及び学長補佐の任命により、学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備し、教学マネジメントの円滑な運営を行っている。

大学運営会議、各教授会等の組織上の位置付け及び役割を明確に規定し、執行を担う学務部に適切に職員を配置することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

学長は理事会で決定された方針に従い、大学運営に当たる権限を有するとともに責任を負っている。理事会で決定された事項の事務担当部門への伝達は、毎月行われる事務部門長会議で報告が行われ、教学部門と密接に連携を図っている。

〈優れた点〉

○学長補佐に事務職員である学務部長を配することにより、ガバナンス強化とともに、教学マネジメントの円滑な運営を実現していることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員については、設置基準、養成施設の指定規則を上回る人員を確保するとともに適切に配置している。

教員の採用については、教育目標、教育課程に則した採用・昇任等が規則に基づき適切に行われている。

職能開発については、教育内容・方法等の改善のための FD や、大学運営に必要な資質・能力向上のための SD を効果的に実施している。FD 活動は、教育組織単位と大学全体という 2 本立てで構成されており、教育改革から社会における大学の評価まで、多角的な視点で情報共有及び議論ができる機会を設けている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修の年度計画である「職員能力開発プラン」を作成し、新任教職員研修、新人職員研修、大学院大学アドミニストレーション研究科（通学・通信）の科目等履修生、オープンカレッジ、孔子学院公開講座の語学講座受講など、さまざまな研修を実施し、職員の資質・能力向上に努めている。また、管理職の研修としては、知識を高め合う取組みとして「相互教育システム」を導入、実施している。

このほか、夏期休日等取得可能期間中に3日以内で「自己研修日」を設けている。これは、自宅研修、自宅外研修を問わず、職員自らの「学校職員としてのスキルアップを図る」狙いがあり、これらの自己研修に係る費用の補助も行い、自己研さんを推進している。

一般職員に対しては、「育成制度」を導入している。当該職員と上位者双方で共通認識を持つことができ、「育つ意識」「育てる意識」が醸成されており適切に運用されている。

〈優れた点〉

○建学の精神を具現化するために、語学研修に重点を置いた多様なSD研修の機会を提供している点は評価できる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には教員研究室を一人一室提供し、研究室研究費を予算配分している。また、年度始めには「教員評価（目標計画）」、年度終了後には「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を所属長の承認を経て提出することを義務付けている。研究支援課では競争的資金の獲得支援として、科学研究費助成事業の獲得に向けたイベント・説明会等の開催、申請書作成支援を、また、それ以外の助成金については「e-Campus」に情報の掲載を行っている。

研究倫理については、「桜美林大学研究倫理規程」「桜美林大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」「桜美林大学における研究活動の不正行為に関する規程」を整備している。「研究倫理委員会」を開催し、「研究倫理小委員会」も別途設け、2段階方式で審査の厳正化・効率化を図っている。また、全教員対象として、「研究倫理研修会」を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

関係法令等を遵守した管理運営体制を維持するとともに、新しい時代における桜美林学園の新たな使命、具体的な行動目標、それに取組む学校法人の構成員が共有すべき価値観を明示した「ミッション・ステートメント」に基づき、学校法人としての長期ビジョン、中期目標、設置校ごとのビジョンとアクションプランを策定し、一貫した大学経営に努めている。中期目標及びアクションプランは、社会環境や教育・研究環境に対応して見直し・修正を行いながら実現への努力を継続している。これらを学外に向けて大学ウェブサイトに公開しており、公的機関である学校法人として相応かつ規律ある姿勢を堅持している。

ハラスメントの防止及び対策については、機動的なハラスメント防止対策委員会の開催に努めている。また、緊急事故・災害等への対応などの危機管理については、危機管理プロジェクト・チームを編制し、「緊急事故・災害等対策マニュアル」の改訂作業を行うなど、継続的に課題解決に取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として位置付け、全ての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し機動的な意思決定を実現するなど、適切に運営している。現場の状況把握と情報収集及び正確な判断材料をくみ上げる仕組みを構築しており、情報を精査した上で方策案に対する採否及び合理的な意思決定を行っている。

また、理事会を支える機関として常務理事会を設置し、位置付けと権限を寄附行為において規定し、適切に運営している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人及び大学の各管理機関の意思決定と相互チェックは、理事会、評議員会、大学運営会議等により体制を整えており、適切に機能している。

監事は常勤 1 人と非常勤 2 人の合計 3 人で構成しており、理事会・評議員会に出席するとともに、常勤監事は日常的な業務監査のほか常務理事会に出席し、理事会の執行内容を日常的にチェックする体制をとっている。

また、監事、監査室により定期的に開催している「監査協議会」には、必要に応じて会計監査人が出席するなど、監査体制の強化を図っている。

3 人の常務理事と、4 人の職員（法人本部、総合企画部、施設管理部、経理部の管理職）から成る「事業推進統括委員会」を設置し、第 2 次中期目標修正アクションプランの事業計画の進捗状況、KPI（評価指標）の達成状況のチェックを行っている。

〈優れた点〉

○学校法人の中期目標の達成に関する PDCA サイクルを実質的に循環させる機関として、「事業推進統括委員会」を設置し、機能強化している点は評価できる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営に当たっての中期的な目標として、第 2 次中期目標修正アクションプラン及び KPI（評価指標）において、「財政基盤の確立」を重点施策として位置付けている。健全で安定した財務基盤の構築・維持を図るべく、学校法人会計基準に照らして、予算策定手順の見直しを行い、アクションプランを策定した上で具体的な取組みに落とし込み、自律性の確保に努めている。

キャンパス拠点化構想をはじめとした施策を積極的に推進しつつも、収支均衡を維持しながら拡大を続けており、適正な管理運営のもとで諸活動が展開されている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計は、学校法人会計基準に基づき「学校法人桜美林学園経理規程」等の会計関係の規則を整備し、また、学校法人会計基準に準拠した経理システムを運用し、適正に処理している。

会計監査人による監査は、毎月 2 回程度行われており、年間を通じて定期的実施されており、決算時には、会計監査人が監事に対して会計監査報告を行っている。また、会計監査人は学校法人を取巻く教育環境や法令・税制の改正及び内部環境の変化によって生じる財務上の問題点やリスクに常時着眼し、監事や会計担当者と意見交換を行っている。

施設・設備については、年 2 回、管理・運用状況を現地検証し、実務担当部署の根拠書類と財務書類との整合性の確認を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則において、「本学（本大学院）は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。」と規定している。また、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を組織して恒常的な内部質保証の体制を整備している。監査室によって各組織の内部監査を定期的実施し、その結果について適正かつ公正な提言を行う等、内部質保証に取り組む責任体制が確立している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、各学群長等から学長へ提出される年度報告を取りまとめて、「年度報告書」を作成し、大学ウェブサイトに全文を公開して情報を共有している。自己点検・評価及び認証評価については、自己点検・評価委員会を組織して審議及び評価を行い、IR・アーカイブセンターが業務の補佐を行って、大学の教育研究水準の向上のために活用している。

IR・アーカイブセンターでは、毎年度大学及び学校法人の諸情報を収集・整理し、「桜美林大学 Fact Book」を作成して、大学における教育・研究活動等の状況を明らかにし、学内資料として役立てている。

〈優れた点〉

○IR・アーカイブセンターが毎年度発行する「桜美林大学 Fact Book」は、学校法人全体の教育活動を客観的なデータから大局的に見ることができ資料として評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学学則に規定する大学運営会議をはじめ、学長の諮問機関である学長室会議、副学長が主管する学務部門長会議等の諸会議体において、文部科学省、認証評価機関等からの指摘事項への対応を行う体制を整備している。中期目標に基づく事業計画の執行運営管理については、学校法人として常務理事と主要部局管理職から成る「事業推進統括委員会」を組織し、各部署と連携をとりながら、適正かつ効率的な運用に取り組むことにより、大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 教育の国際化

A-1. 教育の国際化（受入）

A-1-① 外国人学生の受入

A-2. 教育の国際化（海外派遣）

A-2-① 学生の海外派遣

【概評】

教育の国際化について、建学の精神「キリスト教精神に基づく国際的人材の育成」から、直近の改訂中期目標「言語や文化を超えて協働できるグローバル人材の育成」「ダイバーシ

ティを重視した教育・研究の推進」に至るまで、段階的に目標、計画を深化させながら具体的プログラムを構築し、着実に実績を積み上げている。

外国人学生の受入れについては、アメリカ、中国、モンゴルに外国人学生受入れの窓口機能を持たせた海外事務所を設置するほか、グローバル・コミュニケーション学群では約半数の授業の講義言語を英語とするなど、外国人学生の誘致に極めて意欲的である。加えて、日本語学習のさまざまな援助、日本人学生と混住型の宿舍の設置、多様な奨学金の整備、卒業後の就職支援、外国語ができる専任職員の配置等、在学している外国人学生に対しても手厚い支援体制を構築していることは特筆すべきである。

国内学生の海外派遣については、短期、中期、長期のさまざまな留学プログラムを提供しており、留学出発前には、事前学習、オリエンテーションを実施するほか、派遣中においても、相談窓口を複数用意してトラブル防止に努めるなど、学生が留学しやすい環境を全学的に整えている。加えて、桜美林学園アメリカ財団を設立し、現地スタッフを置いてグローバルアウトリーチプログラムを中心としたプログラムのコーディネートに当たらせており、留学プログラムの充実を図ろうとする努力は高く評価できる。

また、留学をする学生に対して学生自身が支援を行うという、ピアサポート組織「Global Supporters」の活動は、留学支援という本来の目的を越え、派遣学生や支援学生が共に考え、主体的な行動を促進する効果を生み出すまでになっており、教育の国際化がもたらす波及効果として注目に値する。

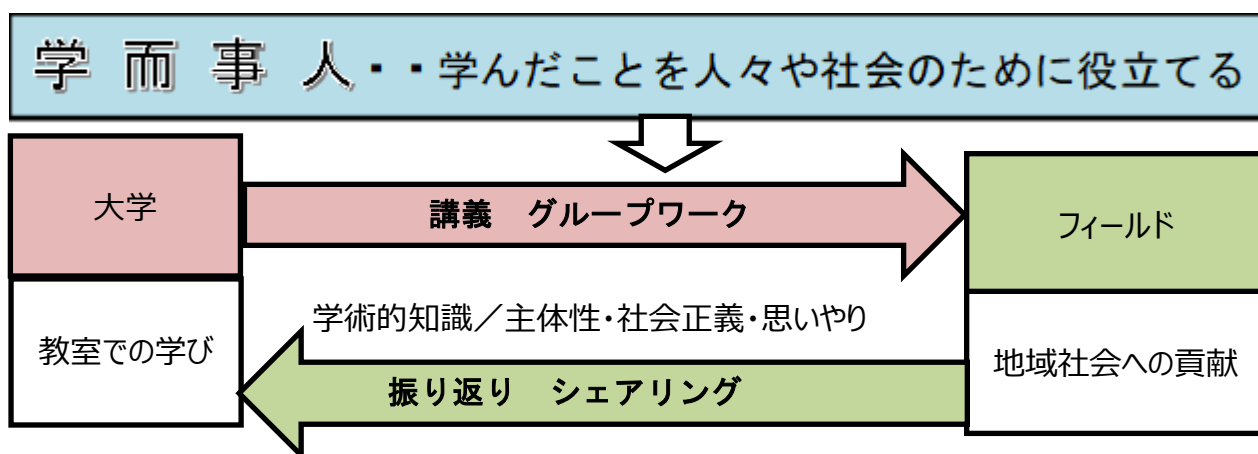
特記事項 (自己点検評価書から転載)

1. サービス・ラーニング

本学の創立者・清水安三が学園のモットーとして掲げた「学而事人」。清水は、「自分のため」だけではなく、「助けを求める誰かのため」に学ぶ大切さを重視してきた。

サービス・ラーニングとは、地域での社会貢献活動（サービス）と学修活動（ラーニング）の実践を融合させた「学び」である。このサービス・ラーニングでは、授業で学んだ知識や理論を活用し地域社会での地域貢献活動を行っている。学生は、サービス・ラーニングでの学びによって、各分野の知識を深め、問題発見・解決能力のほか、コミュニケーション能力、協調性、リーダーシップを身につけ、人のためにどう役立てるかを考える力を身につける。まさに、モットーである「学而事人」を実践する学びである。

令和元(2019)年度のサービス・ラーニング科目は、合計 41 科目を用意している。



2. 地方と東京圏の大学生対流促進事業（地方創生支援事業費補助金）

地方圏と東京圏の大学が学生の対流などに関して組織的に連携すると共に、東京圏の学生にとって地方の特色や魅力などが経験できる取組を推進することで、地方への新しい人の流れを生み、地域に根差した人材の育成を図り、地方創生の実現につなげることを目的とした内閣府の事業である。

本学、名桜大学(沖縄県)、宜野湾市が連携して行う「桜の大学間交流が創り出す“インバウンド都市沖縄” 振興プロジェクト」が、この地方創生支援事業費補助金（地方と東京圏の大学生対流促進事業）の対象事業に採択された。

沖縄の産業振興に向けた大学間交流を行い、日本一のインバウンド都市沖縄の担い手を輩出できるカリキュラム設計を両校で設け、沖縄の産業振興に貢献できる人材を送り出す。

本学と名桜大学は単位互換協定に基づく国内留学制度を利用し、特色ある授業やユニークな科目を提供し合うことで、学生は幅広い学問分野に触れて、視野を広げることができる。名桜大学の学生は、本学での学修機会を取得することで東京の事情にも精通し、学修経験を沖縄に還元する。本学の学生は、宜野湾市を中心に沖縄の歴史や文化などを現場で学修する短期プログラム(開講科目「地域社会参加(沖縄学入門)」内の沖縄現地研修)を履修することもでき、沖縄への興味・関心を広げ、卒業後の進路につなげていくことができる。

